

2019年度 豊岡市立図書館協議会（第1回）

と き 2019年7月4日（木）

午後1時30分～

ところ 豊岡市役所 庁議室（3階）

1. 開 会

2. 辞令交付

3. 部長あいさつ

4. 自己紹介

5. 図書館協議会について …… ＜資料1＞

6. 会長の選出

会 長 ……

副会長 ……

7. 報告事項

（1）平成30年度「図書館事業報告」について …… ＜資料2＞

（2）2019年度事業について …… ＜資料3＞

8. 委員から（提案等）

9. 閉 会

図書館協議会について（法、条例等による位置づけ、役割など）

1. 図書館法

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

＜文部科学省令で定める基準＞

（図書館法施行規則）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第 12 条 法第 16 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

2. 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例

（図書館協議会）

第 17 条 図書館に、法第 14 条の規定により、豊岡市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

3. 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

(図書館協議会の会長及び副会長)

第 26 条 豊岡市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長を務め、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数以上の出席により成立する。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○ 図書館協議会の開催等

- ・ 年 2 回を予定。(2019 年度は 7 月 4 日、10 月頃の予定)
- ・ 諮問等がある場合は、追加で開催する。
- ・ 会議のほか、事業案内や諸報告を文書等で行う。